〇〇訪問介護事業所運営規程（参考例）

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する〇〇訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び奥州市介護予防・日常生活支援総合事業第１号訪問事業（指定介護予防訪問介護相当に限る。以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名　称　〇〇訪問介護事業所

(2) 所在地　○○市○○町○○番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　(1) 管理者　１人（常勤）

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

　(2) サービス提供責任者　指定訪問介護等の利用者数に応じて１人以上

サービス利用責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画、第１号訪問事業に係るサービス計画の作成等を行う。

　(3) 訪問介護員等　常勤換算方法により２.５人以上

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　(1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までを除く。

　(2) 営業時間は、午前９時から午後６時までとする。

　(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

　(4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

　（指定訪問介護等の内容）

第６条　指定訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

　(1) 身体介護

　(2) 生活援助

　（利用料）

第７条　指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、奥州市の区域とする。

　（相談・苦情対応）

第９条　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

２　事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

３　事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。

４　事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

　（事故発生時の対応）

第10条　事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

　（緊急時等の対応方法）

第11条　訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

　（その他運営に関する重要事項）

第12条　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

　(1) 採用時研修　採用後〇ヶ月以内

　(2) 継続研修　年〇回

２　職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

４　事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

５　この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、〇〇法人○○の理事長と○○訪問介護事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

　附　則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。